

令和3年7月26日

定時制の生徒及び保護者の皆さまへ

県立秦野総合高等学校長

「神奈川版緊急事態宣言」の発出に伴う夏季休業中の教育活動について（お知らせ）

定時制の生徒の皆さん及び保護者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために日常より真摯にお取り組みいただき感謝申し上げます。

本県における新規感染者数はステージⅣの基準を大きく超え、感染が急速に拡大し、今後、病床がひっ迫する事態が見込まれることから、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、「神奈川版緊急事態宣言」を発出し、7月22日から、現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなりました。ついては、生徒の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、特に次の点に留意して、感染防止対策を強化・徹底しながら対応していくこととしましたのでご連絡いたします。

〔7月27日（火）～8月24日（火）までの夏季休業中の教育活動等について〕

1 夏季補習等で登校した際の感染防止対策の徹底について

- ・共用部分のアルコール消毒液による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- ・熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診すること。
- ・登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅し、下校途中での飲食はしないこと。

2 教育活動外の行動について

- ・夏季休業期間中であり、教育活動外の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。
- ・オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集まっての観戦は行わないようにすること。

3 教職員、生徒が罹患及び濃厚接触者と判明した場合

- ・直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで、登校を禁止とする。
- ・陽性または濃厚接触者と確認された場合は、必ず学校への連絡をこと。

4 その他

- ・県立高校等で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であると報告されています。旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、家庭での感染予防についてご協力をお願いいたします。

※ 「まん延防止等重点措置」の継続等の期間(7月12日～8月22日)及び夏季休業が終了した後の学習活動、部活動等につきましては、改めてご連絡いたします。

なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

問合せ先

定時制教頭 多田

電話 (0463)82-1433 (直通)